

野洲市こどもの家（学童保育所）の次期指定管理者について

現在、野洲市こどもの家（以下「こどもの家」といいます。）は、指定管理者である社会福祉法人野洲市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）が運営しており、その指定期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となっています。

このことから、令和9年度以降の指定管理について、野洲市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき次期指定管理者を選定しますが、非公募により社協を次期指定管理者として選定し、事務手続きを進めています。

1. 野洲市こどもの家（学童保育所）次期指定管理の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 次期指定管理期間 | 令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間） |
| (2) 次期指定管理施設 | 野洲こどもの家
三上こどもの家
北野こどもの家
祇王こどもの家
篠原こどもの家
中主こどもの家 |
| (3) 次期指定管理者（予定） | 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会 |

2. 非公募により選定した理由

①現在までの経緯

旧町合併以降、業務委託・指定管理により継続的に運営し、利用児童の増加や土曜保育の実施など、多様なニーズに対応してきました。

こうした実績と、社会的責任・公共性・安定性・信頼性を備え、市内福祉施策の一翼を担ってきたことから、社協が指定管理者として受諾されてきました。

②社協のこどもの家の運営実績

市基準条例及び市運営要領に基づき、国基準を上回る手厚い職員配置を行い、市の配置基準を順守されています。

また、こどもの家では、100名を超える特別支援児が在籍していますが、個別の状況を踏まえた配置検討と関係機関との連携により、適切な保育を実施しています。

さらに、食物アレルギーや感染症への対応でも、一括管理による情報共有と迅速な対応を徹底し、不測の事態にも適切に対応できる体制が整っています。

③社協に対するニーズ

こどもの家の管理運営については、旧町合併後、保護者会の強い要望により社協へ業務委託され、その後も指定管理者として運営が継続されています。さらに、野洲市学童保育連絡協議会との協議や、第4期野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会においても、民間運営への懸念や事業者変更の影響を踏まえ、社協による運営を支持する意見が示されたことから、社協による運営に対するニーズが確認できました。

④社協の公共性・安定性・信頼性

社協は、社会福祉法に基づく公共性の高い団体として、民間と公的機関の両面の特長を生かした事業を展開しています。

加えて、補助金交付等により安定した運営が確保されており、長年にわたる質の高い保育サービスの提供実績から、保護者の信頼と安心感も得られています。

⑤関係法令に適合した指定と他団体への委託との比較検討

地方自治法第244条の2第3項に基づき、こどもの家は放課後児童健全育成事業を実施する公の施設として指定管理者制度を導入しています。社協は、地域福祉の推進を目的とする団体として関係法令の趣旨に沿うほか、他団体より運営実績や関係機関との連携面で優位であり、他団体への委託は子どもとの信頼関係や支援の継続性を損なうおそれがあることから、慎重な検討が必要です。

⑥その他

令和5年12月のアンケートでは、学童保育が本市の子育てしやすさの要因として高く評価され、また本年5月の保護者アンケートでも、過半数が「今のまま社協による運営でよい」と回答し、現在の運営に対する満足度と安心感が示されました。

さらに、社協による子ども性暴力防止法の趣旨を踏まえた認定取得への準備は、保護者の安心や信頼性向上につながるものと考えられます。

加えて、次期指定管理期間中には、こどもの家の新築移転や定員増（野洲）、大規模改修（北野）など施設環境の変化が予定されていることから、事業者まで変更すると引継ぎや安全管理に支障を及ぼすおそれがあり、現行どおり社協による運営が妥当と考えられます。

3. 野洲市こどもの家（学童保育所）指定管理者指定までの流れ

